

⑫ ハイリスク妊娠管理加算の見直し

第1 基本的な考え方

ハイリスク妊婦に対する適切な管理を推進する観点から、ハイリスク妊娠管理加算の対象患者の見直しを行う。

第2 具体的な内容

ハイリスク妊娠管理加算のうち、早産に係る対象患者について、分娩時の妊娠週数が、二十二週から三十二週未満である早産の患者であることを明確化する。

改 定 案	現 行
【ハイリスク妊娠管理加算】 [施設基準] 別表第六の三 ハイリスク妊娠管理 加算の対象患者 分娩時の妊娠週数が妊娠二十二 週から三十二週未満の早産である 患者 (中略)	【ハイリスク妊娠管理加算】 [施設基準] 別表第六の三 ハイリスク妊娠管理 加算の対象患者 妊娠二十二週から三十二週未満 の早産の患者 (中略)